

# 下野市 開発許可申請手続の流れ

事前相談 ※1

自己用の専用住宅  
または  
敷地面積 1,000 平方メートル未満

敷地面積 1,000 平方メートル以上  
(自己用の専用住宅を除く)

- ・ 法第 32 条協議
- ・ 事前協議申請 (下野市開発指導要綱)

- ・ 法第 32 条協議書締結
- ・ 事前協議結果通知

開発許可申請  
(都市計画法第 29 条)

開発許可通知

工事着手届

建築制限解除<sup>※2</sup> (必要な場合)

工事完了届

工事完了検査

検査済証交付

工事完了公告

## ※1 事前相談とは

開発行為の事業主の方が円滑に計画をすすめることができるように、開発許可手続きのはじめのステップとして事前相談を受け付けています。

「この土地でどんなことができるか？」や「この構想は都市計画法上支障ないか？」など、電話や窓口でご相談をいただきますが、判断に必要な資料が不足していると確実なご回答ができません。

具体的な計画と一定の資料により、事前相談をしていただきますようお願いいたします。

## ※2 建築制限解除の留意点

① 非自己用の開発 (宅地分譲等) は対象外です。

② 制限解除時には以下の施設が整備されている必要があります。

- ・ 雨水排水の流末 (浸透槽、調整池、放流管等)